

川崎市教育委員会事務局公文書管理規則の一部を改正する規則（案）

川崎市教育委員会事務局公文書管理規則（平成13年川崎市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第4号中「第16条第1項若しくは第3項」を「第16条第1項若しくは第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

## 制 定 理 由

川崎市個人情報保護条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会事務局公文書管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会事務局公文書管理規則 平成13年3月30日教委規則第6号 (第1条～第6条 略)</p> <p>(公文書の保存期間)</p> <p>第7条 公文書の保存期間は、法令その他別に定めがあるもののほか、別表に定めるとおりとする。ただし、特に軽易な公文書については、この限りでない。</p> <p>2 次の各号に掲げる公文書については、前項本文の保存期間の経過後においても、それぞれ当該各号に定める期間が経過するまでの間、保存期間を延長するものとする。</p> <p>(1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間</p> <p>(2) 現に係属している訴訟に関するもの 当該訴訟が終結するまでの間</p> <p>(3) 現に係属している不服申立てに関するもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(4) 川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第6条又は川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第16条第1項若しくは第4項の規定による開示の請求があつたもの 当該請求に対する諾否の決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(5) その他事務処理上保存期間の延長を必要とするもの 当該事務処理上必要とする間 (以下 略)</p>	<p>○川崎市教育委員会事務局公文書管理規則 平成13年3月30日教委規則第6号 (第1条～第6条 略)</p> <p>(公文書の保存期間)</p> <p>第7条 公文書の保存期間は、法令その他別に定めがあるもののほか、別表に定めるとおりとする。ただし、特に軽易な公文書については、この限りでない。</p> <p>2 次の各号に掲げる公文書については、前項本文の保存期間の経過後においても、それぞれ当該各号に定める期間が経過するまでの間、保存期間を延長するものとする。</p> <p>(1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間</p> <p>(2) 現に係属している訴訟に関するもの 当該訴訟が終結するまでの間</p> <p>(3) 現に係属している不服申立てに関するもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(4) 川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第6条又は川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第16条第1項若しくは第3項の規定による開示の請求があつたもの 当該請求に対する諾否の決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(5) その他事務処理上保存期間の延長を必要とするもの 当該事務処理上必要とする間 (以下 略)</p>